

10. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

亡くなられた日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カードや特別永住者証明書又は外国人登録証明書を返納していただく必要があります。

下記【返納先】の窓口で返納していただくか、郵送をご希望の場合は、返納理由などを記入した用紙と亡くなられたことが分かる文書の写しを添えて下記【郵送先】にお送りください。特別永住者証明書や外国人登録証明書は、真岡市市民課でお預かりすることもできます。

返納先

栃木県宇都宮市小幡2丁目 1-11 東京出入国在留管理局宇都宮出張所

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局在留管理情報部門おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」の方は、亡くなられた日から14日以内に出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。

届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。

お問合せ先

東京出入国在留管理局宇都宮出張所

☎ 028 - 600 - 7750

東京出入国在留管理局在留管理情報部門おだいば分室

☎ 03 - 3599 - 1068